## 自己資本の構成に関する開示事項(平成27年3月期第1四半期)

## 【三井住友トラスト・ホールディングス】

(連結·国際統一基準) (単位:百万円、%)

(連結・国際統一基準)		(単位	<u>:百万円、%)</u>				
項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号				
 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目							
普通株式に係る株主資本の額	1,777,240		1a+2-1c-26				
うち、資本金及び資本剰余金の額	906,875		1a				
うち、利益剰余金の額	873,270		2				
うち、自己株式の額(△)	599		1c				
うち、社外流出予定額(△)	2,305		26				
うち、上記以外に該当するものの額	_						
普通株式に係る新株予約権の額	55		1b				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	50,311	201,247	3				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	2,915		5				
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	26,605						
うち、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	26,605	$\overline{}$					
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,857,129		6				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目							
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	31,400	125,601	8+9				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	18,913	75,654	8				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	12,486	49,946	9				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	604	2,416	10				
繰延ヘッジ損益の額	△ 2,269	△ 9,076	11				
適格引当金不足額	18,963	75,854	12				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,493	5,975	13				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	14				
退職給付に係る資産の額	13,974	55,899	15				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	12	16				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	=	17				
少数出資金融機関等の普通株式の額	5,182	20,728	18				
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	J	19				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	22				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するも のの額	-	-	23				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	24				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25				
その他Tier1資本不足額	-		27				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	69,352		28				
普通株式等Tier1資本							
普通株式等 $Tier1$ 資本の額 $((イ) - (ロ))$ (ハ)	1,787,776		29				

その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a	
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32	30
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-			
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	9,601		34-	-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	395,000		33-	+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	235,000		3	3
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	160,000		3	5
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4,615			
うち、為替換算調整勘定の額	4,615			
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	409,216		3	6
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	3	7
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	3	8
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	2,744	10,977	3	9
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	4	0
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	118,299			
うち、のれん相当額	72,504			
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	1,892			
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	5,975			
うち、適格引当金不足額の50%相当額	37,927			
Tier2資本不足額	-		4	2
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	121,044		4	3
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ)) (へ)	288,172		4	4
Tier1資本				
Tier1資本の額 $((ハ) + (へ))$ (ト)	2,075,948		4	5
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-			c
Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		46	ь
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-			
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,881		48-	-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	652,039		47-	+49
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		4	7
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	652,039		4	9
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	538		5	0
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	538		50	)a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50	)b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	153,056			
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	153,707			
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	△ 650			
•	808,516			1

Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	_	-	52
  意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	_	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	11,182	44,728	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,200	4,800	55
	50,258		
うち、金融機関等の資本調達手段の額の合計額	12,331		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	37,927		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	62,640		57
Tier2資本	•		
Tier2資本の額 $((チ) - (U))$ (ヌ)	745,876		58
総自己資本	·		
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	2,821,824		59
リスク・アセット			
	213,414		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48,054		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2,416		
うち、退職給付に係る資産の額	55,899		
うち、自己保有資本調達手段の額	30		
うち、金融機関等の資本調達手段の額	107,014		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	19,146,780		60
連結自己資本比率	, ,		
  連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	9.33%		61
連結Tier1比率 ((ト)/(ワ))	10.84%		62
<u>- ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	14.73%		63
調整項目に係る参考事項			
	171,090		72
	43,694		73
	_		74
	30,796		75
L Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する	事項		
一般貸倒引当金の額	538		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	5,214		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	98,117		79
<b>適性ガヨ並に示る11612</b> 員卒界八上政領 <b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>	30,117		13
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	436,000		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	686,327		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85